

厚生労働省
からの
お知らせ

従業員数500人以下の 事業主のみなさまへ

法律改正により パート・アルバイトの 社会保険の加入条件が 変わります。



対象となる企業

現在
従業員数501人以上
の企業

2022年10月～
従業員数101人以上
の企業

2024年10月～
従業員数51人以上
の企業

従業員数は以下の **A** + **B** の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A
フルタイムの
従業員数

+

B
週労働時間がフルタイムの
3/4以上の従業員数
※従業員には、パート・アルバイトを含みます。

詳しくは、裏面や特設サイトをご覧ください。



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



新たな加入対象者

新たな加入対象者は、
右の全てにチェックが入った
パート・アルバイトの方です。

- check 週の所定労働時間が20時間以上
- check 月額賃金が8.8万円以上
- check 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- check 学生ではない

社会保険に加入するメリット

パート・アルバイトの方が**社会保険**(厚生年金・健康保険)に加入することにより、
社会保険料のご負担が変わりますが、
パート・アルバイトの方の**保障が充実します。**

年金

老後・障害・死亡の保障が
さらに充実!

- 1階(基礎年金部分)に加えて2階(報酬比例部分)の上乗せ。
- より軽い障害にも保障範囲が広がります。

医療保険

あんしんの医療保険が**もっと充実!**

- 傷病手当金 病休期間中、給与の2/3相当を支給
- 出産手当金 産休期間中、給与の2/3相当を支給

社内準備のステップは4つ!

①加入対象者の把握

まずは、社内の加入対象者を把握しましょう。

②社内周知

社内の加入対象者に周知しましょう。

③従業員とのコミュニケーション

必要に応じて説明会や個人面談を実施しましょう。

④書類の作成・届出(オンライン)

厚生年金保険の「被保険者資格取得届」をオンラインで届け出ましょう。



「適用拡大の手続き」に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tekiyokakudai.html>



オンライン申請に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



支援制度のご案内



キャリアアップ助成金 ご案内

- 短時間労働者労働時間延長コース
- 選択的適用拡大導入時処遇改善コース
- 正社員化コース

申請は
都道府県労働局 ハローワーク

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



専門家活用支援事業 ご案内

適用拡大に関するノウハウ豊かな社会保険労務士を無料で派遣します。適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど気軽にご相談いただけます。



詳しくは
適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>



社会保険適用拡大
専門家活用支援事業

無料

事業主・従業員の皆さまへのご説明のために

専門家を 派遣します。

適用拡大
対応方針
の検討

従業員への
説明
サポート

手続きに
関する
アドバイス

社会保険の適用拡大に関する
ノウハウ豊かな社会保険労務士を、
年金事務所を通じて無料で派遣します。

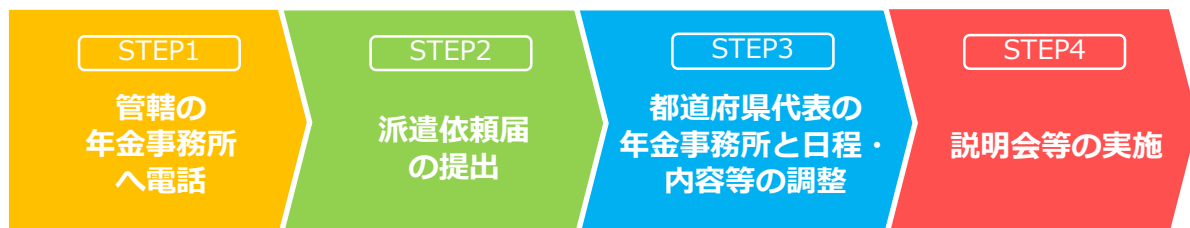
ご利用の流れやお申し込み方法は裏面へ

ご利用の流れ

専門家活用支援事業は、事業者団体や事業主の方からの依頼により、**事業主・従業員の方向けの説明会や、適用拡大に関するご相談に専門家を派遣**します。

ご利用の流れは以下の4STEPです。

※顧問契約等結んでいる社会保険労務士がいる場合は、契約を結んでいる社会保険労務士へご相談ください。



管轄の年金事務所へお電話ください。派遣依頼届の提出など、ご利用の流れをご説明します。

「専門家派遣依頼届」を管轄の年金事務所へご提出ください。

都道府県代表の年金事務所から日程等をご連絡します。日程や内容等の細かい調整もこの時点で行います。

決定した日時、場所に専門家を派遣します。当日は疑問点等、お気軽にご相談ください。

お申し込み方法

STEP1

まずは管轄の年金事務所へお電話ください。

「専門家活用支援事業について知りたい」と言って頂ければ担当にお繋ぎします。ご質問も管轄の年金事務所でお受けします。

《管轄の年金事務所一覧》※年金事務所の電話番号はこちらから確認できます。

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



STEP2

後日「**専門家派遣依頼届**※」を管轄の年金事務所へご提出ください。

※「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る専門家派遣依頼届」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>



社会保険の適用拡大とは？

法律改正により、2022年（令和4年）10月から段階的に一部のパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化されます。

詳しくは以下の特設サイトをご覧ください。



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

